

ことら送金サービス利用規約 主な改定内容

■ : 変更後 ■ : 変更前

改訂後	改訂前
<p>2. 対象取引等</p> <p>省略</p> <p>(2) ことら送金の1回あたりの送金限度額は10万円とします。なお、<b>送金</b>指定口座の送金可能金額（預金残高に総合口座取引規定に基づく当座貸越極度額を加えた金額）、当行の定める1日あたりの送金限度額または又は、1ヶ月あたりの送金限度額の範囲内とします。</p> <p>14. 反社会的勢力の排除</p> <p>(1) 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</li> <li>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</li> <li>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</li> <li>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</li> </ul>	<p>2. 対象取引等</p> <p>省略</p> <p>(2) ことら送金の1回あたりの送金限度額は10万円とします。なお、<b>引落</b>指定口座の送金可能金額（預金残高に総合口座取引規定に基づく当座貸越極度額を加えた金額）、当行の定める1日あたりの送金限度額または又は、1ヶ月あたりの送金限度額の範囲内とします。</p> <p><b>左記項目追加</b> (新設)</p>

<p>⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 暴力的な要求行為</li> <li>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</li> <li>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</li> <li>④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為</li> <li>⑤ その他前各号に準ずる行為</li> </ul> <p>(3) 当行は、利用者が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、ことら送金サービスのご利用をお断りいたします</p> <p>(4) 利用者は、第 1 項及び第 2 項に違反したことにより当行に生じた損害を賠償する責任を負います。また、利用者がことら送金サービスを利用できなかつたことにより利用者に損害が生じても、利用者は当行に一切請求を行うことができないものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>19. 準拠法・合意管轄 本規定の準拠法は日本法とします。ことら送金サービスに関する訴訟については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	
--	--

2025年2月19日 制定  
2026年3月16日 改定

左記項目追加  
(新設)

以上